

公立大学法人横浜市立大学定款（案）の問題点

2004年2月12日 横浜市立大学教員組合

定款の根本的な問題は、第一に学長と別に理事長をおいていることです。法人化の目的は、自律的な大学運営を行うことによる教育研究の質の向上です。大学の最高責任者には、教育・研究に携わった経験を持ち、大学における教育研究活動を適切・効果的に運営できる人物が、学長として就任すべきです。

第二は、教育研究の自律性が保障されるシステムとなっていないことです。国立大学では理事長をおかずに学長が教学と経営の最高責任者となりますが、その国立大学法人においてさえ、大学の意思決定に教員の意見を反映し、教育研究の自律性を担保するための様々なシステムが組み込まれています。理事長を別に置く場合は、そのような仕組みが国立大学以上に必要となりますが、定款では国立大学よりも自律性の保障が弱くなっています。

第三に、本来教育研究審議会で審議すべき事項を経営審議会の審議事項としていることです。上記第二点との関わりでとくに重要な点です。

国立大学法人法では教育研究評議会が審議すると規定している教育研究に関する事項が、定款では経営審議会に移されています。日々授業を通じて学生に接し、論文指導を行い、進路相談にのり、実験・調査や学会発表、論文作成をしているのは教員です。教育研究に関する事項は、それを担っている教員側の意見に基づいて決定されなければなりません。

以上のように、この定款は大きな問題をはらんでいます。法人化にあたっては、地方独立行政法人法の付帯決議の精神にそくした制度設計がなされなければなりません。

「公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。」（地方独立行政法人法附帯決議）

理事長、学長及び理事に関する問題点

問題点1 学長とは別に理事長をおいていること。

国立大学法人の場合、大学の教育研究及び経営の最高責任者である学長が役員の長であり、理事は学長が任命します（国立大学法人法10、13条）。つまり学長が理事長の職務も兼ねるのです。公立大学法人の場合は、特例として学長と別に理事長をおくことができますが、理事長を置かなければならないわけではありません（地方独立行政法人法71条）。

学長と別に理事長を置くことによって、学問の自由が侵害され、教育研究に支障を来し、ひいては大学の発展が阻害されるおそれがあります。国立大学のように、学長が役員の長として、理事を任命すべきです。

問題点2 理事長の権限が強すぎること。

定款では、市長により任命される理事長が副理事長及び理事を任命すると定めています（10条1項、12条1項）。副理事長のうち1名は学長ですが、もう1名の副理事長と全理事の人は理事長の独断で行われることとなります。教育研究のマネジメントにふさわしい人物か否かを評価できるのは大学人ですから、学長が理事を任命するのではありません。

定款がこのまま制定されるならば、理事長に強大な権限が与えられてしまいます。これに比して学長の権限が乏しすぎます。

また、理事長を学長と別に置く場合は、国立大学以上に教育研究の自律性を担保するシステムが必要です。しかし、以下に指摘するように、この点はむしろ国立大学よりも非常に脆弱なものとなっています。

問題点3 理事長・理事に教育研究に関する識見を有しない者を選出しようかのような規定となっていること。

定款では、理事について、経営に関し識見を有する者が含まれるようにしなければならないと定めるのみです（定款12条2項）。

大学の役員には、大学の教育研究に造詣の深い人材が必要です。地方独立行政法人法が、公立大学法人の理事長及び理事について、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考しなければならない」（地方独立行政法人法71条6、8、9項）と明記されています。にもかかわらず、なぜ定款ではわざわざそれと異なる規程にしているのか、非常に不可解です。なお、国立大学法人の場合も同様の規程がおかれています（国立大学法人法13条1項）。

経営審議会・教育研究審議会に関する問題点

問題点4 教員人事の権限が教育研究審議会にないこと

定款は、大学の重要事項を審議する主要機関として、経営審議会と教育研究審議会を置くと定めています。これは国立大学法人の経営協議会と教育研究評議会に対応するものです。

大学教員の教育能力、研究業績を評価するには、教育研究に関する専門的な知識、能力及び経験が必要です。教員の人事を教員サイドで行うことは大学の自治の根幹ですから、国立大学法人法では教員人事に関する事項は、教員によって構成される教育研究評議会の審議事項として明確に規定されています（国立大学法人法21条3項4号）。

ところが、定款ではこれが審議事項（定款21条）から除かれているのは、きわめて由々しき問題です。

問題点5 教育研究審議会のメンバーに学部長が入っていないこと

地方独立行政法人法では、学部長が教育研究審議機関の構成員となることを明記しています（地方独立行政法人法77条4項）。しかし、定款では「学長が定める教育研究上の重要な組織の長」と定めるのみです（定款18条2項3号）。

学校教育法は、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と定めています（学校教育法59条1項）。学部教授会での議論をもとに大学の意思決定を行うことが大学自治の中核ですから、この点でも、教育研究審議会のメンバーに学部の代表である学部長が入らないのは不適切です。

問題点6 教育研究審議会のメンバーに学外者が含まれていること。さらに学長選考会議のメンバーにもなるとされていること。

国立大学法人法の場合、経営面については学外者の参加制度をとり入れています。教育研究面を扱う教育研究評議会は学内者によって構成すると定めています。

ところが、定款は、学外者を教育研究審議会のメンバーに加えるという規程になっています（定款18条2項5号）。

しかも教育研究審議会から選出される学長選考会議のメンバー3名のうちの1名はこの学外者とされています（定款11条5項）から、学長選考会議の構成員6名中、学長、副学長、部局長等教員の中から選出される者は2名にすぎないということになりかねません。

問題点7 教育研究に係る学則その他の規則の制定・改廃などが教育研究審議会の審議事項とされていないこと

国立大学の場合、「学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項」は、教育研究評議会の審議事項です（国立大学法人法21条3項3号）。

しかし、定款では、このことが教育研究審議会の審議事項に掲げられていません。

国立大学の場合、経営協議会の審議事項は、学則の経営に関する部分と経営に係る規則の制定・改廃です（国立大学法人法20条4項3号）。ところが定款では、経営に関する規程に限らず重要な規程のすべてについて経営審議会の審議事項としています（定款17条1項3号）。経営審議会が大学の根本をすべて決定できるかのような、おかしな規定です。

教育研究関係の規則に関する審議を、学長、副学長、部局長等によって構成される教育研究審議会ではなく、経営審議会の審議事項としているのはきわめて不可解です。

問題点8 教育研究組織の設置・廃止や教育課程など、教育研究に関する事項にもかかわらず経営審議会の審議事項にしていること

定款は、経営審議会の審議事項（17条1項）に、「大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項」（5号）及び「教育課程の編成に関する事項で法人の経営に関するもの」（6号）をあげています。

大学の学部・大学院研究科や課程の設置・廃止は、何よりもまず教育・研究上の問題です。大学の意義は研究にもとづいた教育を行うことで、大学経営のために大学が存在するわけではありません。

したがって、大学の教育組織の設置・廃止は教育研究審議会の審議事項でなければなりません。

国立大学法人の場合、教育課程の編成に関する事項は、経営協議会の審議事項ではなく、全面的に教育研究評議会に委ねられています（国立大学法人法21条3項5号）。

問題点9 経営審議会の学外者メンバーの任命にあたって、教育研究審議会の意見を反映するシステムを欠いていること。

経営に関する事項を審議する委員には、大学に関する広くかつ高い識見が不可欠です。とくに学外者の場合、この点で教員の納得を得られる人物でなければなりません。

国立大学の場合は、経営協議会の学外者委員の任命にあたって、教育研究評議会の意見を聴くことが義務づけられています（国立大学法人法20条2項3号）が、定款にはそのような定めはありません。

対照表 (暫定版) 引用等の取り扱いには注意してください。

	地方独立行政法人法	公立大学法人横浜市立大学の定款案	国立大学法人法
経営審議会の構成		第14条 経営審議会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。	第二十條 協賛会は、次に掲げる委員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事及び職員 三 当該国立大学法人又は職員以外から、かつ高い識見を有する者の中から、第一項に規定する教育に関する研究の命
経営審議会の審議事項		第17条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び決算に関する事項 (5) 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (6) 教育課程の編成に関する事項で法人の経営に関するもの (7) 組織及び運営の状況に関する自己点検及び評価に関する事項 (8) その他法人の経営に関する重要事項	第二十條 協賛会は、次に掲げる事項を審議する。 一 中期目標について、協賛会に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの 三 協賛会(国立大学法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項
教育研究審議会の構成		第18条 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の	第二十一條 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 一 学長 二 学長が指名する理事 三 学長が指定する学部長、学部長が指定する学部長、研究科、大学附置の研究所そ

		<p>長 (4) 大学の附属病院の長 (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に し広くかつ高い識見を有する者のうちから、 学長が指名するもの</p>	<p>他の教育研究上の重要な組織の長のうち 教育研究評議会が定める者 (4) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員</p>
<p>教育研究評議会の審議事項</p>	<p>第21条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの (3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要ないし、指導その他の支援に関する事項 (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する事項 (6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項</p>	<p>第21条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの (3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要ないし、指導その他の支援に関する事項 (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する事項 (6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項</p>	<p>第二十一条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。 一 中期目標についての意見に関する事項 二 前条第四項第一号に掲げる事項を除く。 三 中期計画及び年度計画に関する事項 (前条第四項第二号に掲げる事項を除く。 四 学則 (国立大学法人の経営に関する部分を除く。) その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 五 教員人事に関する事項 六 教育課程の編成に関する事項 七 学生の円滑な修学等を支援するため必要な助言、指導その他の援助に関する事項 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他の在籍に関する事項 九 学生の在籍に関する事項 十 学則及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 十一 その他国立大学の教育研究に関する重要事項</p>
<p>役員会の構成</p>	<p>(役員) 第十二条 地方独立行政法人に、役員として、理事一人、副理事一人、定款で副理事を置くことができる。 第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者 前号に掲げる者のほか、業を適正かつ効率的に運営し、財務管理、経営管理その他当該地方公共団体の運営に優れた識見を有する者</p>	<p>(定数) 第八條 法人に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事十人以内及び監事を置く。 (理事長及び副理事長の任命) 第十條 理事長は、市長が任命する。 第十二條 副理事長は、理事長が任命する。</p>	<p>(役員) 第十二條 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人として、その別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。</p>

